

参考様式第5－1号

日 日 産 第 360-2 号
令 和 6 年 10 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

日置市長 永山 由高

市町村名 (市町村コード)	日置市 (46002)
地域名 (地域内農業集落名)	住吉 (諏訪、鵜狩、住吉、川口、久木野々、草原東、毘沙門、笠ヶ野、草見)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者未定、不明の農業者の耕作面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
高齢化により、後継者、担い手が減少する中、担い手の確保、担い手への農地集約化が急務。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者等の受け入れを促進することにより対応していく。担い手の確保・育成を図りつつ、水稻を中心として収量拡大による収益性向上を高める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に農地中間管理機構を活用して、集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の集約化を目指し、出し手・受けてにかかわらず、原則として農地を農地中間管理事業に取り組む。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、排水対策や基盤整備等を必要に応じて検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を受け入れ、意向を踏まえながら、市、県及びJA等関係期間と連携し、担い手の確保と育成を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる水稻防除作業等は、農業公社等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域における鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止策や檻の設置状況、放置果樹や被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築連携に取り組む。

⑦農地水及び中山間協定活動と連携し、農地の保全活動を行う。